

令和 8 年度

新川流域二期農業水利事業
記録映像製作その19業務

特 別 仕 様 書

北陸農政局 新川流域農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

新川流域二期農業水利事業記録映像製作その19業務の実施にあたっては、別添「記録映像製作業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、新川流域二期農業水利事業の工事等の経過（主要工事施工）を記録し、当該施設の技術資料とするとともに、受益農家及び一般住民の当該事業に対する認識を啓発するための記録映像を製作するものである。

(業務の範囲)

第1-3条

本業務の範囲は、平成29年度に作成したシナリオに基づき、30分仕上げ相当の記録ビデオを作成するために、今年度実施する工事等の撮影録画作業を行うものである。

(場所)

第1-4条

本業務の対象地域は、新潟県新潟市、燕市及び西蒲原郡弥彦村にまたがる受益地域であり、別添位置図に示すとおりである。

(一般事項)

第1-5条

作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、業務の円滑な進捗を図るものとする。

(管理技術者)

第1-6条

管理技術者は、記録映像製作業務におけるプロデューサーの実務経験を有する者でなければならない。

(配置技術者の確認)

第1-7条

共通仕様書第4条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第5条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する

際も同様とする。

- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1-8条

受注者は、共通仕様書第18条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 業務作業内容

(作業項目)

第2-1条

本業務における作業項目は、別紙「1. 作業項目内訳表」に○で示すとおりである。

撮影業務：貸与するシナリオに基づき、今年度実施する工事等の撮影録画作業を行うものであり、詳細については別紙「2. 撮影作業スケジュール（案）」に示すとおりである。また、進捗状況等により撮影回数を変更することがある。

監督職員等が撮影した映像を受注者に貸与し、業務の成果品の一部とすることがある。

(使用材料)

第2-2条

撮影業務で使用する材料は次のとおりとするが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

材 料	単位	数量	備 考
撮影用ビデオテープ	本	3	HDカム 30分用

(関連工事)

第2-3条

本業務と連携する工事等は次のとおりであり、監督職員及び関連工事の現場代理人等と調整を図りながら、撮影作業を行わなければならない。

番号	工 事 名	予定工事期間
1	新川河口自然排水樋門第二期建設工事	R4.9～R9.3
2	新川河口自然排水樋門第二期ゲート設備製作据付工事	R5.1～R8.9
3	新川河口自然排水樋門周辺整備工事	R8.8～R9.3
4	田潟排水機場第二期建設工事	R7.3～R8.10
5	田潟排水機場ポンプ設備他製作据付工事	R6.6～R9.3

番号	工 事 名	予定工事期間
6	旧木山川排水機場周辺整備他その4工事	R8.7～R9.3
7	鎧漕排水機場旧施設撤去他工事	R6.11～R9.3
8	鎧漕第1排水機場搬送設備工事	R8.4～R9.3
9	鎧漕排水機場水管理設備改修工事（仮称）	R8.8～R9.3
10	小新排水機場改修その2工事（仮称）	R8.9～R9.3
11	新木山排水路その22工事（仮称）	R8.9～R9.3
12	東部幹線排水路その11工事（仮称）	R8.9～R9.3

（貸与資料等）

第2－4条

貸与資料は、次のとおりである。

分 類	貸 与 資 料	数量
撮影 成果	・撮影成果をコピーしたDVD－R - 平成28年度新川流域農業水利事業 記録映像製作その8業務成果 - 平成29年度新川流域農業水利事業 記録映像製作その9業務成果 - 平成30年度新川流域二期農業水利事業 記録映像製作その11業務成果 - 令和元年度新川流域二期農業水利事業 記録映像製作その12業務成果 - 令和2年度新川流域二期農業水利事業 記録映像製作その13業務成果 - 令和3年度新川流域二期農業水利事業 記録映像製作その14業務成果 - 令和4年度新川流域二期農業水利事業 記録映像製作その15業務成果 - 令和5年度新川流域二期農業水利事業 記録映像製作その16業務成果 - 令和6年度新川流域二期農業水利事業 記録映像製作その17業務成果 - 令和7年度新川流域二期農業水利事業 記録映像製作その18業務成果	1式
企画案	・新川流域二期農業水利事業記録映像のシナリオ - 平成29年度新川流域農業水利事業 記録映像製作その9業務成果	1式

（貸与資料の取扱い）

第2－5条

貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 打合せ

（打合せ）

第3条

打合せは、主として次の段階で行うものとする。また、打合せには管理技術者が出席するもの

とする。なお、打合せは Web 会議形式による開催を基本とするが、対面開催の必要が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

初 回 業務着手時

最終回 成果品取りまとめ時（完成時）

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、管理技術者は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

第 4 章 成果物

（成果物）

第 4－1 条

成果物及び提出部数は次のとおりとする。

（１）撮影成果媒体 １式

（２）（１）をコピーした DVD－R １式

（成果物の提出先）

第 4－2 条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

新潟県新潟市西蒲区巻甲 5488 番地

北陸農政局 新川流域農業水利事業所

（著作権等の取扱い）

第 4－3 条

著作権等の取扱いについては、次のとおりとする。

（１）受注者は、納入成果品に係る一切の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を納入成果品の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとし、発注者の行為について著作権人格権を行使しないものとする。

（２）受注者は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

（３）受注者は、納入成果品を活用する場合及び発注者が認めた場合において第三者に利用させる場合は、原作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用にあたっては、受注者は発注者との協議の上、利用の取り決めをするものとする。

（４）この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、発注者は紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

第5章 契約変更

(契約変更)

第5条

発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2－1条に規定する「作業項目」に変更が生じた場合。
- (2) 第3条に規定する「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第4－1条に規定する「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間に変更が生じた場合。
- (5) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- (6) その他

第6章 定めなき事項

(定めなき事項)

第6－1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【別 紙】

1. 作業項目内訳表

作 業 項 目	作 業 内 容	作業実施欄
1 撮影業務	撮影録画作業の準備段階で必要となる資料収集、撮影現地条件の確認・工程計画の作成及び撮影後における映像内容の確認等を行う。	○
1-1 撮影準備等		
1-2 撮影録画作業	十分な準備を基に、各技術者がそれぞれの専門技術と創造性を駆使して撮影録画作業を行う。	○

2. 撮影作業スケジュール（案）

時 期	施 設 名	撮 影 内 容
令和8年 8月上旬頃	田潟排水機場	吸込水槽仮設土留工状況
	鎧潟排水機場	導水路施工状況
	新川河口排水樋門	仮栈橋撤去状況
令和8年 10月中旬頃	田潟排水機場	吸込水槽本体工施工状況
	鎧潟排水機場	構造物撤去施工状況
	新木山排水路	橋梁撤去施工状況
	東部幹線排水路	護岸工施工状況
	新川河口排水樋門	中州整備施工状況
令和9年 1月中旬頃	田潟排水機場	河川堤防復旧工施工状況
	鎧潟排水機場	導水路施工状況
	小新排水機場	補修・補強工施工状況
	新木山排水路	護岸工施工状況
	東部幹線排水路	構造物撤去施工状況

※ 撮影時期は現時点での目安として記載しており、撮影時期や撮影内容等の詳細については第2－3条に記載した撮影対象工事の進捗状況により変更することがある。

記録映像製作業務共通仕様書

第1条（適用範囲）

この仕様書は北陸農政局新川流域農業水利事業所が企画する記録映像製作業務（以下「業務」という。）に適用する。

2. 特別仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第2条（用語の定義）

指示、承認、協議とは次の定義による。

- (1) 指示とは、発注者の発議により、監督職員が受注者に対し監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画など示して実施させることをいう。
- (2) 承認とは、受注者の発議により、発注者の監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

第3条（疑義）

受注者は、業務実施に当たり、仕様書及び構成内容等に疑義を生じた場合は監督職員の指示を受けなければならない。

第4条（業務計画）

受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務場所
 - (2) 業務内容及び方法
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果物の品質を確保するための計画
 - (7) 成果物の内容等
 - (8) 連絡体制（緊急時含む）
 - (9) 使用する主な機器
 - (10) その他
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 受注者は、監督職員が指示した事項については、さらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第5条（業務実績データの作成及び登録）

受注者は、業務請負代金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けるものとする。
 - (1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とする。
 - (2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とする。ただし、変更時と完了時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。

- (3) 完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とし、訂正時の登録は適宜行うのとする。

第6条（貸与品）

発注者は、受注者に対し本業務に必要な資料を貸与するものとする。

2. 受注者は、発注者から受けた貸与品については、その受払状況を記録した帳簿を備えつけるとともに、善良な管理のもとで使用しなければならない。
3. 業務が完了した時は、速やかに返納するものとする。

第7条（業務確認）

受注者は、主要な業務の区切り目等において、監督職員の指示した箇所については、監督職員の承認を得なければ次の作業を進めてはならない。

第8条（業務管理）

受注者は、業務実施に当たり関係法規を遵守し、常に善良なる管理を行わなければならない。

2. 航空撮影、高所撮影、工事現場撮影等危険な条件のもとで業務を遂行する場合は、事故等に万全を期さなければならない。

第9条（土地及び施設の使用）

受注者は、業務実施に当たり、必要な土地及び施設等の使用、その他必要な費用は、受注者の負担において処置しなければならない。

2. 公有又は私有の土地等に立入る場合は、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3. 受注者は、住宅又は、垣、柵等で囲まれた土地に立入る場合は、あらかじめ占有者に許可を得なければならない。

ただし、占有者に対しあらかじめ許可を得ることが困難であるときは占有者に迷惑をおよぼさないよう十分注意して立入るものとし、この場合においては遅滞なくこの旨を占有者に通知しなければならない。

第10条（官公庁その他への手続等）

受注者は、業務実施のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは監督職員と打合せのうえ、迅速に処理しなければならない。

2. 受注者は、関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督職員に申し出て協議するものとする。

第11条（シナリオ）

受注者は、本仕様書ならびに特別仕様書等に基づき綿密な調査と打合せを行い、シナリオを作成するとともに速やかに発注者の承認を受けるものとする。

2. シナリオは、この業務の意図を充分表現できる内容のものでなければならない。

第12条（撮 影）

受注者は、撮影日時、場所、方法等の詳細な事項について調査し、必要に応じ監督職員と協議するものとする。

2. 撮影は、シナリオの構成に基づいてその内容を適宜かつ効果的に表現できるような撮影時期、撮影方法及び演出方法等撮影内容を充分考慮し、また鮮明な美しい画面を得るため天候状態、照明方

法等についても考慮しなければならない。

3. 撮影機はデジタルビデオカメラ（HDカム用）とする。

第13条（編集）

動画・線画の下図及び完成図は、監督職員の承認を得た後、その撮影にとりかかるものとする。

2. 編集は、シナリオ構成に基づいてその内容を適宜かつ効果的に表現できるよう構成するものとする。
3. 脚本（AR台本）は編集構成に基づき作成するものとし、その内容については、監督職員と十分打合せて、その承認を得るものとする。
4. 編集が完了した時は、試写等を行い内容を協議するものとする。

第14条（録音）

音合せ録音は、発注者と十分協議のうえ、解説及び効果音（擬音・音楽）を挿入し、効果的な内容で収録するものとする。

2. ナレーター（解説者）は、正確な標準語で発音し、かつ美声でなければならない。
3. ナレーター（解説者）については、監督職員と協議して決定するものとする。
4. 録音のための選曲、擬音等は著作権の侵害にならないよう関係機関等に対する許可手続等は受注者において行うものとする。

第15条（成果物）

成果物は特別仕様書に記載した内容のものでなければならない。

2. 成果物は、発注者の承認を受けずに他に公表・貸与又は使用してはならない。

第16条（検査）

受注者は既済部検査及び、完了検査を受ける場合はあらかじめ成果物ならびに関係資料等を備えておくものとし、業務責任者が立会のうえ検査を受けなければならない。

2. 企画業務は、シナリオ内容等、業務内容の意図に照らし検査を行う。
3. 撮影業務は、検査用テープにおける映像内容等により検査を行う。
4. 編集業務は、編集内容及び録音内容（解説・効果音）等、業務内容の意図に照らし検査すると共に出来形（編集時間）等検査を行う。

第17条（履行報告）

受注者は契約書第15条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第18条（保険加入の義務）

受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第19条（その他）

ビデオテープ（マザーテープ）の寄託契約に関しては発注者と受注者との協議の上、決定するものとする。

令和8年度 新川流域二期農業水利事業
記録映像製作その19 業務

図 面 目 録

図面番号	図面の名称	枚数	備考
1	位置図	1	
合計		1	

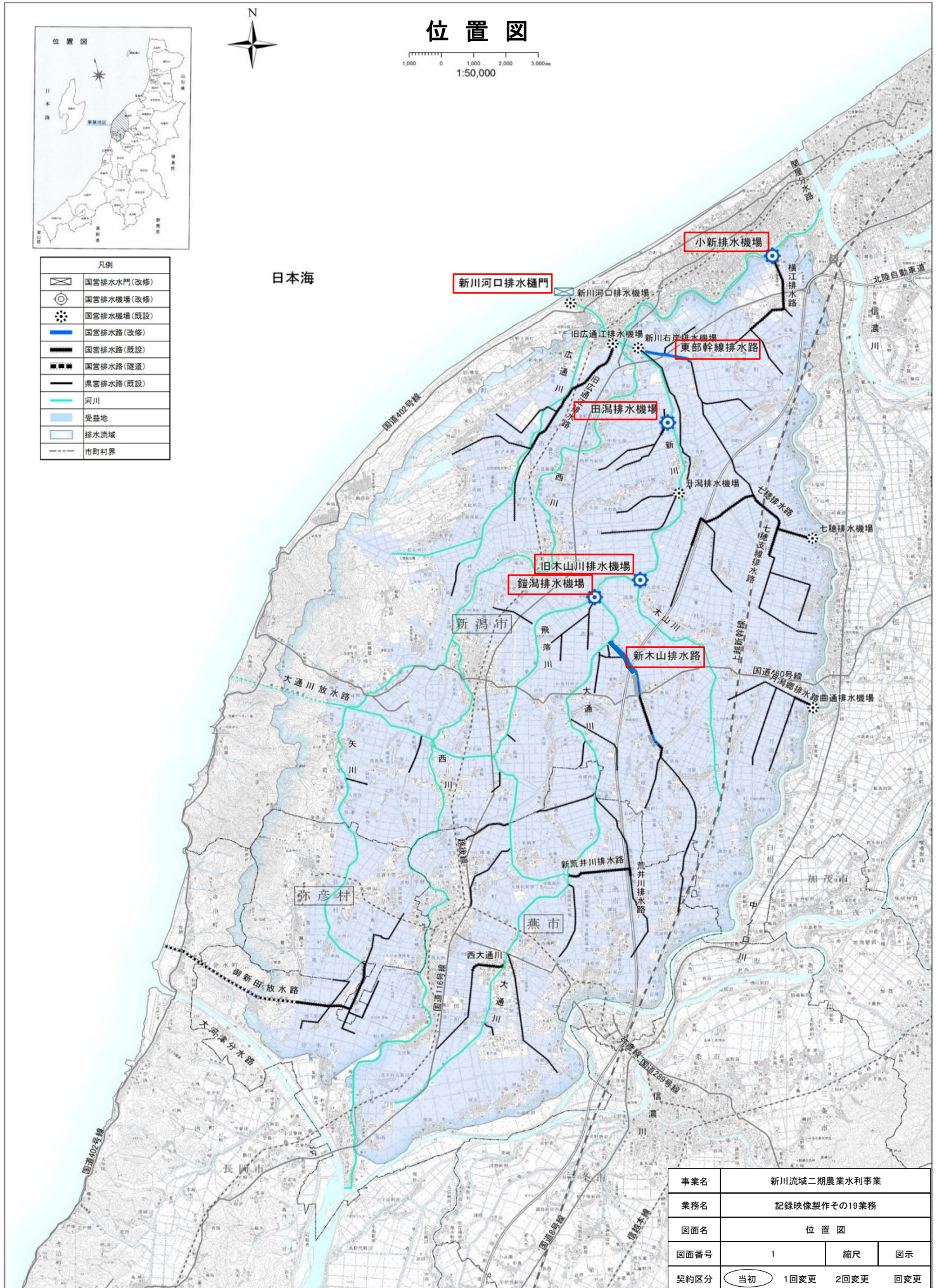


位置図

1:50,000
0 1,000 2,000 3,000m

凡例	
	国営排水水門(改修)
	国営排水機場(改修)
	国営排水機場(既設)
	国営排水路(改修)
	国営排水路(既設)
	国営排水路(隧道)
	県営排水路(既設)
	河川
	受益地
	排水流域
	市町村界

日本海



事業名	新川流域二期農業水利事業		
業務名	記録映像製作その19業務		
図面名	位置図		
図面番号	1	縮尺	図示
契約区分	当初	1回変更	2回変更 回変更